



平成 27 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 広島ガス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田村 興造
(コード番号 9535 東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務部長 池上 博文
TEL 082-252-3001 (総務部)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成 22 年 5 月 12 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、株式会社アイラックから広島地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起されておりましたが、平成 27 年 8 月 17 日付で和解が成立し、本日、和解調書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 21 年 3 月、当社の連結子会社である広島ガス開発株式会社において、複数の取引先との間で実体を伴わない循環取引が行われていたことが判明したことにともない、当社は、当該取引に参加していた株式会社アイラック（以下、原告）より、循環取引の中止により未回収となった取引金額相当について、下表のとおり損害賠償請求訴訟の提起を受けました。

訴訟の提起をした者	訴訟の提起を受けた者	訴訟の提起があった年月日	訴訟の内容	請求額 (百万円)
株式会社アイラック	当社他1社および10名	平成 22 年 4 月 12 日 (訴状送達日 平成 22 年 4 月 22 日)	損害賠償 請求事件	618

注. 請求額は原告による訴えの変更申し立てにより当初金額から変更されております。

当社は、原告の主張する損害賠償責任はいずれもないとして、当社の正当性を主張してまいりましたが、今般、原告より裁判所の和解勧告を受け入れる旨申し入れがなされたことから、当社としても、和解金額は訴額の約 0.5%に過ぎず、客観的に見て当社の責任を認める趣旨のものではないと評価できること等の理由から、訴訟提起より既に 5 年以上経過していることも踏まえ、早期に解決を図ることが最も合理的であると判断し、もって和解に応ずることといたしました。

2. 和解の相手方の概要

名 称	本店所在地	代表者の役職・氏名
株式会社アイラック	香川県丸亀市土器町北一丁目 62 番地	代表取締役 山下 峰彦

3. 和解の概要

- (1) 当社は、原告に対し、本件解決金として300万円を支払う。
- (2) 原告は、当社に対するその余の請求およびその他8名の被告らに対する全ての請求を放棄する。
- (3) 訴訟費用は、各自の負担とする。
※ 本和解は、分離後の被告1社および2名を除く、当社および8名に関するものであります。

4. 今後の見通し

今回の和解が当社の平成28年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

なお、本和解成立により、平成22年5月12日、平成22年5月14日、平成22年5月17日および平成23年9月14日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせした、当社が原告11社から提起を受けていた合計10件の損害賠償請求訴訟については、すべて終了いたしました。

以 上